

員で連絡を密にしながら大学院学生の指導にあたる事によって、教員サイドにおいても、研究指導の改善促進につながるものとなる。

大学院の授業実施要綱については、大学院要覧に博士課程前期課程、後期課程に分けて記載、公表される。詳しいシラバスの作成、公表は現在のところなされてはいない。大学院学生による授業評価も、なされてはいない。

(点検・評価の結果)

目標1については、達成されつつある。目標2については、2004年度に2名の大学院学生が副指導教員の指導を受けており、良好に実施されつつある。授業内容をもう少し詳しく記したシラバス作成、および学生からの評価の実施については検討する必要がある。

(改善の具体的方策)

目標1については、2005年度は、公共政策プログラムのみならず、他の3プログラム、すなわち、法律実務プログラム、国際関係プログラム、自由研究プログラムにおいても、公開の研究報告会が9月および10月に実施される予定であり、この報告会は、着実に定着しつつある。目標2については、さらに充実を図るよう、大学院学生に働きかけていく必要がある。

シラバス作成については、大学院の場合、少人数教育となるため、当該授業を実際に受講する大学院学生の専攻分野および研究内容に合わせる必要性との関係で、事前にどの程度詳細なシラバス作成が可能となるかは、検討する必要がある。大学院学生による評価およびその活用についても、少人数授業であるため、学部の場合とは異なった考慮が必要となってこよう。これらの問題については、研究科委員会、および大学院問題検討委員会で検討していく。

4.2.3.6 学位授与・課程修了の認定

【評価項目 6-6-1】 学位授与

- (必須要素) 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- (必須要素) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
- (選択要素) 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性
- (選択要素) 学位論文審査における当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況
- (選択要素) 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

【評価項目 6-6-2】 課程修了の認定

- (必須要素) 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

<2003年度に設定した目標>

1. 研究科委員会委員以外の者を、副査あるいは委嘱委員として論文審査に関与させ、論文の水準の維持、確保に努める。
2. 課程博士学位を得ることが博士課程後期課程の目的であることを明確に意識して大学院学生の研究指導にあたり、博士学位の授与数の増加に努める。

(現状の説明)

1. 学位授与

修士学位および博士学位の審査、授与については、学位規程および法学研究科内規の規定に従って、厳格に行われている。

(1) 修士学位

学位規程第4条による修士学位は以下のようにして審査、認定されている。

- ① 修士論文（リサーチペーパーを含む）の審査をする研究科委員会は、研究科委員長および大学院指導教員をもって構成される。
- ② 研究科委員会は修士論文を受理したときは、委員会委員の中から主査1名、副査2名の論文審査委員を選定する。この場合、副査のうち1名は、研究科委員会の議により、研究科委員会委員以外の者から選定することができる。実際に、提出論文の専門性に鑑み、論文の水準を確保するために、大学院指導教員でない助教授等の教員が副査として論文審査に加わる例がしばしばある。
- ③ 論文審査委員は、論文審査と最終試験を行う。最終試験は、提出論文を中心に、これに関連ある研究領域につき、口頭試問によって行う。
- ④ 論文審査委員は、論文審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会で修士学位授与の議決をするためには、その3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

修士学位の授与の状況は、大学基礎データ「表7」のとおりである。

(2) 博士学位（課程）

学位規程第5条第1項の規定による課程博士学位の審査、認定は以下のように行われている。

- ① 博士論文の審査をする研究科委員会は、研究科委員長および博士課程後期課程指導教員をもって構成される。
- ② 博士学位申請の論文提出資格はつぎのとおりである。
 - a) 本研究科博士課程後期課程に1年以上在学し（休学期間を除く）、論文提出時に在学していること。
 - b) 論文提出に先立って、外国語の学力認定試験に合格していること。
 - c) 審査対象論文の全部が学会誌あるいはそれに相当する専門誌に掲載されていること。ただし、論文が未発表の場合（一部が発表されている場合を含む）は、申請者の指導教員を含む後期課程指導教員2名以上の推薦を受けた上で、論文が研究科委員会に受理された場合、審査期間の適当な時期に、申請者による研究報告とそれに対する口述試験を、公開の場において行わなければならない。
 - d) 論文が研究科委員会において受理されなかった場合、あるいは学位を授与しない旨の決定がなされた場合、申請者は、さらに1回に限り、申請することができる。
- ③ 博士論文が学長に提出された場合、研究科委員会は博士論文を受理するか否かの議決を行い、研究科委員会が博士論文を受理したときは、委員会の委員の中から主査1名、副査2名の論文審査委員を選定する。この場合、研究科委員会の議により、上記論文審査委員の中、副査1名を研究科委員会委員以外のものから選定す

ることができ、また同委員会以外の者に審査の一部又は調査を委嘱することができる。

④ 論文審査委員は、論文審査および最終試験を行う。最終試験は、口答試験によってこれを行う。

⑤ 論文審査委員は、論文審査および最終試験の結果を、論文要旨と審査要旨を添えて、研究科委員会に報告する。研究科委員会において博士学位の授与を議決するためには、その3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

課程博士学位の授与状況は、大学基礎データ「表7」のとおりである。

(3) 博士学位（論文）

学位規程第5条第2項の規定による論文博士学位の審査、認定については、課程博士学位の審査、認定につき上記のルールに準じ、上記(3) ④の論文審査および最終試験については、以下のように変更して適用する。

「論文審査委員は、論文審査および学力確認を行う。学力確認は、大学院に所定の年限以上在学して所定の単位を修得したものと同等以上の学力を有することを確認するため、博士課程における当該専攻の授業科目および必要な外国語について、原則として筆記試験によってこれを行い、60点以上をもって合格とする。この場合において、研究科委員会が博士論文提出者の業績および履歴などによって適当と認めるときは、口頭試問をもって筆記試験に代えることができる。そのためには研究科委員会の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上による議決を要する。」

論文博士の学位授与の状況は、大学基礎データ「表7」のとおりである。

上記のように、学位審査および授与については適切に規定が定められ、厳格に行なわれている。また、上記規程のうち特記すべきは、論文の水準を確保するために、修士学位ならびに課程博士学位、論文博士学位の審査、認定において、研究科委員会委員以外の者を、論文審査委員副査として選定することを認めていることである。2004年度に授与した論文博士学位の審査にあたっては、学外の研究者を論文審査委員副査に選定した。

2. 課程修了の認定

本研究科では、標準修業年限未満で修了する制度を設けていない。

(点検・評価の結果)

2004年度授与の論文博士学位審査にあたっては、学外研究者を副査として選定しており、目標1については、実行されている。目標2についても、教員においてその目標は明確に意識され、おおむね良好に達成の方向に向かっていると評価し得る。

(改善の具体的方策)

目標1については、今後も引き続き、論文水準の維持のため、学外の者を論文審査に関与させる必要が生じた時には、積極的に受け入れる姿勢が必要とされる。目標2については、今後とも教員が明確に意識して指導にあたる事が必要である。